

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="286 406 1014 438">取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等</p> <p data-bbox="203 502 1126 678">取引相場のない株式（出資）の評価明細書は、相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式及び合名会社、合資会社又は有限会社の出資等並びにこれらに関する権利の価額を評価するために使用します。</p> <p data-bbox="203 694 1126 869">なお、この明細書は、<u>第1表の1及び第1表の2で納税義務者である株主の態様の判定及び評価会社の規模（Lの割合）の判定を行い、また、第2表で特定の評価会社に該当するかどうかの判定を行い、それぞれについての評価方式に応じて、第3表以下を記載し作成します。</u></p> <p data-bbox="219 885 472 917">(注) 1・2（省略）</p> <p data-bbox="203 981 1010 1013">第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書</p> <p data-bbox="203 1029 1095 1061">第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）</p> <p data-bbox="210 1077 1126 1157">1 この表は、<u>評価上の株主の区分及び評価方式の判定並びに評価会社の会社規模の判定に使用します。</u></p> <p data-bbox="230 1173 1126 1444">評価会社が「開業前又は休業中の会社」に該当する場合には、「1. 株主及び評価方式の判定」欄、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄及び「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」欄を記載する必要はなく、また、評価会社が「開業後3年未満の会社等」に該当する場合には、「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」欄を記載する必要はありません。</p>	<p data-bbox="1234 406 1962 438">取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等</p> <p data-bbox="1155 502 2074 630">取引相場のない株式（出資）の評価明細書は、相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式及び合名会社、合資会社又は有限会社の出資の評価額を算定するために使用します。</p> <p data-bbox="1155 694 2074 869">なお、この明細書は、第1表の1及び第1表の2で納税義務者の株主の態様の判定及び評価会社の規模（Lの割合）の判定を行い、また、第2表で特定の評価会社の判定を行い、それぞれについての評価方式に応じて、第3表以下を記載し作成します。</p> <p data-bbox="1171 885 1424 917">(注) 1・2（同左）</p> <p data-bbox="1155 981 1962 1013">第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書</p> <p data-bbox="1155 1029 2047 1061">第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）</p> <p data-bbox="1162 1077 2074 1348">1 この表は、評価会社が「開業前又は休業中の会社」に該当する場合には、「1. 株主及び評価方式の判定」欄、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄及び「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」欄を記載する必要はなく、また、評価会社が「開業後3年未満の会社等」に該当する場合には、「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」欄を記載する必要はありません。</p>

改正後	改正前
<p>なお、・・・・・・・・・・。</p> <p>2 「事業内容」欄の「取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分」欄には、・・・・・・・・・・。「業種目番号」欄には、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目の番号を記載します・・・・・・・・・・。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(1) ・・・・・・・・・・。</p> <p>この場合における同族関係者とは、株主の1人とその配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族等をいいます(付表「同族関係者の範囲等」参照)。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(4) 「① 株式数」の各欄には、相続、遺贈又は贈与による取得後の株式数を記載し、「② 持株割合(①/③)」の各欄には、評価会社の発行済株式の総数(③欄の株式数)に占める株式数(それぞれの株主の①欄の株式数)の割合を1%未満の端数を切り捨てて記載します(「納税義務者の属する同族関係者グループの所有株式の合計数」欄及び「筆頭株主グループの所有株式の合計数」欄は、それぞれ各欄において、1%未満の端数を切り捨てて記載します。)</p> <p>(5) 次に掲げる場合には、それぞれ次によります。</p> <p>イ 相続税の申告書を提出する際に、株式が共同相続人及び包括受遺者の間において分割されていない場合</p> <p>「① 株式数」欄には、納税義務者が有する株式(未分割の株式を除きます。)の株式数の上部に、未分割の株式の株式数を⊕と表示の上、外書で記載し、「納税義務者の属する同族関係者グループの所有株式の合計数」欄には、納税義務者の属する株主グ</p>	<p>なお、・・・・・・・・・・。</p> <p>2 「事業内容」欄の「取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分」欄には、・・・・・・・・・・。「業種目番号」欄には、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目番号を記載します・・・・・・・・・・。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(1) ・・・・・・・・・・。</p> <p>この場合における同族関係者とは、株主の1人とその配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族等をいいます(付表参照)。</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(4) 「① 株式数」欄には、相続、遺贈又は贈与による取得後の株式数を記載しますが、次に該当するときは、それぞれ次によります。</p> <p>イ 相続税の申告書を提出する際に、株式が共同相続人間において分割されていない場合には、納税義務者の所有株式数の上部に⊕と表示し、その未分割の株式数を記載します。</p> <p>なお、「納税義務者の属する同族関係者グループの所有株式の合計数」欄には、納税義務者の属する株主グループの所有する実際の株式数を記載します。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ループが有する実際の株式数（未分割の株式数を含みます。）を記載します。</p> <p>なお、納税義務者の持株割合は、納税義務者が有する株式数に未分割の株式数を加算した数により計算します。</p> <p>□ 評価会社の株主のうち商法第 241条第 3 項の規定によりその株式につき議決権を有しないこととされる会社がある場合</p> <p>「氏名又は名称」欄には、その会社の名称を記載します。</p> <p>「① 株式数」欄には、議決権を有しないこととされる会社が有する株式数を<sup>㉞</sup>と表示の上、外書で記載し、「評価会社の発行済株式の総数」欄（③欄）には、評価会社の発行済株式の総数から、その外書で記載した株式数を除いた株式数を記載します。</p> <p>八 評価会社が商法第 242条第 1 項に規定する議決権のない株式を発行している場合</p> <p>「氏名又は名称」欄には、議決権のない株式を有する株主の氏名又は名称を記載します。</p> <p>「① 株式数」欄には、その株主が有する株式（議決権のない株式を除きます。）の株式数の上部に、その株主が有する議決権のない株式の株式数を<sup>㉞</sup>と表示の上、外書で記載し、「評価会社の発行済株式の総数」欄（③欄）には、評価会社の発行済株式の総数から、評価会社が発行している全ての議決権のない株式の株式数を除いた株式数を記載します。</p> <p>二 評価会社が自己株式を有する場合</p> <p>「氏名又は名称」欄には、「自社」と記載します。</p> <p>「① 株式数」欄には、評価会社が有する自己株式の株式数を<sup>㉞</sup>と表示の上、外書で記載し、「評価会社の発行済株式の総数」</p>	<p>□ 評価会社の株主のうち商法第 241条の規定によりその株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、その株式数をそれぞれの該当欄の上部に<sup>㉞</sup>と表示の上、外書で記載します。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>欄(③欄)には、評価会社の発行済株式の総数から、その外書で記載した株式数を除いた株式数を記載します。</p> <p>(注)「筆頭株主グループの所有株式数の合計数」欄には、上記口又は八により外書で記載した株式数を除いた株式数を記載します。</p> <p>4 「1. 株主及び評価方式の判定」の「判定基準」欄及び「判定」欄の各欄は、該当する文字を で囲んで表示します。なお、次に該当する場合は、それぞれ取り扱いが定められていますので、留意してください。</p> <p>(1) 評価会社が議決権のない株式を発行している場合(財産評価基本通達188-5((議決権のない株式がある場合の発行済株式数等))参照)</p> <p>(2) 評価会社の株主のうちに中小企業投資育成株式会社がある場合(財産評価基本通達188-6((投資育成会社が株主である場合の同族株主等))参照)</p> <p>5 「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄は、同族株主等に該当した納税義務者のうち、・・・・・・、それぞれの該当する文字を で囲んで表示します(「判定内容」欄のかっこ内は、それぞれの項目の判定結果を表します。)</p> <p>なお、「役員」、「中心的な同族株主」及び「中心的な株主」につい</p>	<p>(5) 「㊦ 持株割合(①/③)」欄には、評価会社の発行済株式の総数(③の株式数)に占める割合を1%未満の端数を切り捨てて記載します。</p> <p>なお、相続税の申告書を提出する際に、株式が共同相続人間において分割されていない場合には、納税義務者が所有する株式数に、その未分割の株式数を加算した数により、持株割合を判定します。</p> <p>(新設)</p> <p>4 「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄は、同族株主等に該当した納税義務者のうち、・・・・・・、それぞれの該当する文字を で囲んで表示します(「判定内容」欄のかっこ内は、それぞれの項目の判定結果を表します。)</p>

改正後	改正前
<p>ては、付表「同族関係者の範囲等」を参照してください。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 「㊦ 納税義務者以外に中心的な同族株主（又は株主）」欄は、 納税義務者以外の株主の中に・・・・・・・・。</p> <p>(削除)</p> <p>6 「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」の「判定要素」の各欄は、 次により記載します。</p> <p>(1) 「直前期末の総資産価額（帳簿価額）」欄には、直前期末における各資産の確定決算上の帳簿価額の合計額を記載します。</p> <p>(注) 1 <u>固定資産の減価償却累計額を間接法によって表示している場合には、各資産の帳簿価額の合計額から減価償却累計額を控除します。</u></p> <p>2 <u>売掛金、受取手形、貸付金等に対する貸倒引当金は控除しないことに留意してください。</u></p> <p>3 <u>前払費用、繰延資産、税効果会計の適用による繰延税金資産など、確定決算上の資産として計上されている資産は、帳簿価額の合計額に含めて記載します。</u></p> <p>4 <u>収用や特定の資産の買換え等の場合において、圧縮記帳引当金勘定に繰り入れた金額及び圧縮記帳積立金として積み立てた金額、並びに翌事業年度以降に代替資産等を取得する予</u></p>	<p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 「㊦ 納税義務者以外に中心的な同族株主（又は株主）」欄は、 納税義務者以外の株主のなかに・・・・・・・・。</p> <p>(注) <u>少数株式所有者の判定のために必要な「役員」、「中心的な同族株主」及び「中心的な株主」については、付表を参照してください。</u></p> <p>5 「3. 会社の規模（Lの割合）の判定」の「判定要素」の各欄は、 次により記載します。</p> <p>(1) 「直前期末の総資産価額（帳簿価額）」欄には、直前期末における各資産の確定決算上の帳簿価額の合計額を記載しますが、<u>その会社が固定資産の償却額の計算を間接法によって行っている場合には、各資産の帳簿価額の合計額から減価償却累計額を控除した金額を記載することになります。</u></p> <p>(注)</p> <p>売掛金、受取手形、貸付金等に対する貸倒引当金は控除しないことに留意してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>定であることから特別勘定に繰り入れた金額は、帳簿価額の合計額から控除しないことに留意してください。</p> <p>(2) 「直前期末以前1年間における従業員数」欄には、・・・・・・</p> <p>・・。</p> <p>(注) 1 上記により計算した評価会社の従業員数が、例えば 5.1人となる場合は従業員数「5人超」に、4.9人となる場合は従業員数「5人以下」に該当します。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(3) 「直前期末以前1年間の取引金額」欄には、直前期の事業上の収入金額(売上高)を記載します。</p> <p>この場合の事業上の収入金額とは、・・・・・・。</p> <p>(注) 直前期の事業年度が1年未満であるときには、課税時期の直前期末以前1年間の実際の収入金額によることとなりますが、実際の収入金額を明確に区分することが困難な期間がある場合は、その期間の収入金額を月数あんで求めた金額によっても差し支えありません。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、㊦欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と㊧欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>7 「4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項」欄には、・・・</p>	<p>(2) 「直前期末以前1年間の従業員数」欄には、・・・・・・。</p> <p>(注) 1 上記により計算した評価会社の従業員数が、例えば10.1人となる場合は従業員数「10人超」に、9.9人となる場合は従業員数「10人以下」に該当します。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(3) 「直前期末以前1年間の取引金額」欄には、直前期の事業上の収入金額(売上高)を記載しますが、直前期の事業年度が6か月であるときには直前期及び直前々期の収入金額(売上高)の合計額を記載します。</p> <p>この場合の事業上の収入金額とは、・・・・・・。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 「会社規模とLの割合(中会社)の区分」は、㊦欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と㊧欄の区分とのいずれか上位の区分により判定します。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>6 「4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項」欄には、・・・</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>第2表 特定の評価会社の判定の明細書</p> <p>1 この表は、<u>評価会社が特定の評価会社に該当するかどうかの判定に使用します。</u></p> <p>評価会社が特定の評価会社に明らかに該当しないものと認められる場合には、記載する必要はありません。また、配当還元方式を適用する株主について、原則的評価方式等の計算を省略する場合（原則的評価方式等により計算した価額が配当還元価額よりも高いと認められる場合）には、記載する必要はありません。</p> <p>なお、.....。</p> <p>2 「1. <u>比準要素数1の会社</u>」欄は、次により記載します。</p> <p>なお、<u>評価会社が「3. 土地保有特定会社」から「6. 清算中の会社」のいずれかに該当する場合には、記載する必要はありません。</u></p> <p>(1) 「<u>判定要素</u>」の「(1) <u>直前期末を基とした判定要素</u>」及び「(2) <u>直前々期末を基とした判定要素</u>」の各欄は、<u>当該各欄が示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額を記載します。</u></p> <p>(2) 「<u>判定基準</u>」欄は、「(1) <u>直前期末を基とした判定要素</u>」欄の<u>判定要素のいずれか2が0で、かつ、「(2) 直前々期末を基とした判定要素」欄の判定要素のいずれか2以上が0の場合に、「である(該当)」を で囲んで表示します。</u></p> <p>(注) 「(1) <u>直前期末を基とした判定要素</u>」欄の判定要素がいずれも0</p>	<p>.....。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>第2表 特定の評価会社の判定の明細書</p> <p>1 この表は、<u>特定の評価会社の判定に使用しますので、</u>評価会社が特定の評価会社に明らかに該当しないものと認められる場合には、記載する必要はありません。また、配当還元方式を適用する株主について、原則的評価方式等の計算を省略する場合（原則的評価方式等により計算した価額が配当還元価額よりも高いと認められる場合）には、記載する必要はありません。</p> <p>なお、.....。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>である場合は、「<u>4. 開業後3年未満の会社等</u>」欄の「(2) <u>比準要素数0の会社</u>」に該当することに留意してください。</p> <p><u>3. 「2. 株式保有特定会社」及び「3. 土地保有特定会社」の「総資産価額」欄等には、課税時期における評価会社の各資産を財産評価基本通達（以下「評価基本通達」といいます。）の定めにより評価した金額（第5表の①の金額等）を記載します。</u></p> <p>ただし、1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算に当たって、第5表の記載方法等の2の(4)により直前期末における各資産及び各負債に基づいて計算を行っている場合には、当該直前期末において計算した第5表の当該各欄の金額により記載することになります（これらの場合、株式保有特定会社及び土地保有特定会社の判定時期と純資産価額及び株式保有特定会社のS<sub>2</sub>の計算時期を同一とすることになりますから留意してください。）。</p> <p>なお、「<u>2. 株式保有特定会社</u>」欄は、評価会社が「<u>3. 土地保有特定会社</u>」から「<u>6. 清算中の会社</u>」のいずれかに該当する場合には記載する必要はなく、「<u>3. 土地保有特定会社</u>」欄は、評価会社が「<u>4. 開業後3年未満の会社等</u>」から「<u>6. 清算中の会社</u>」のいずれかに該当する場合には、記載する必要はありません。</p> <p>(注) 「<u>2. 株式保有特定会社</u>」の「<u>株式保有割合</u>」欄の③の割合及び「<u>3. 土地保有特定会社</u>」の「<u>土地保有割合</u>」欄の⑥の割合は、1%未満の端数を切り捨てて記載します。</p> <p><u>4. 「4. 開業後3年未満の会社等」の「(2) 比準要素数0の会社」の「判定要素」の「直前期末を基とした判定要素」の各欄は、当該各欄が示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額（第2表の「1. 比準要素数1の会社」の「判定要素」の「(1) 直前</u></p>	<p><u>2. 「1. 株式保有特定会社」及び「2. 土地保有特定会社」の「総資産価額」欄等には、課税時期における評価会社の各資産を財産評価基本通達（以下「評価基本通達」といいます。）の定めにより評価した金額（第5表の①の金額等）を記載します。ただし、1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算に当たって、第5表の記載方法等の2の(4)の説明により直前期末における各資産及び各負債に基づいて計算を行っている場合には、当該直前期末において計算した第5表の当該各欄の金額により記載することになります（これらの場合、株式保有特定会社及び土地保有特定会社の判定時期と純資産価額及び株式保有特定会社のS<sub>2</sub>の計算時期が同一になりますから留意してください。）。</u></p> <p>なお、「<u>1. 株式保有特定会社</u>」欄は、評価会社が「<u>2. 土地保有特定会社</u>」から「<u>5. 清算中の会社</u>」のいずれかに該当する場合には記載する必要はなく、「<u>2. 土地保有特定会社</u>」欄は、評価会社が「<u>3. 開業後3年未満の会社等</u>」から「<u>5. 清算中の会社</u>」のいずれかに該当する場合には、記載する必要はありません。</p> <p>(注) 「<u>1. 株式保有特定会社</u>」の「<u>株式保有割合</u>」欄の③の割合及び「<u>2. 土地保有特定会社</u>」の「<u>土地保有割合</u>」欄の⑥の割合は、1%未満の端数を切り捨てて記載します。</p> <p><u>3. 「3. 開業後3年未満の会社等」の「(2) 2要素以上0の会社」の「判定要素」の「(イ) 直前期末における判定要素」及び「(ロ) 直前々期末における判定要素」の各欄は、当該各欄に指示している第4表の「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄の金額を記載します（評価</u></p>

改正後	改正前
<p>期末を基とした判定要素」の各欄の金額と同一となります。)を記載します。</p> <p>なお、評価会社が「(1) 開業後3年未満の会社」に該当する場合には、「(2) <u>比準要素数0の会社</u>」の各欄は記載する必要はありません。</p> <p>また、評価会社が「<u>5. 開業前又は休業中の会社</u>」又は「<u>6. 清算中の会社</u>」に該当する場合には、「<u>4. 開業後3年未満の会社等</u>」の各欄は、記載する必要はありません。</p> <p><u>5. 「5. 開業前又は休業中の会社」の各欄は、評価会社が「6. 清算中の会社」に該当する場合には、記載する必要はありません。</u></p> <p>第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書</p> <p>1 この表は、一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価に使用します(特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価については、「第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」を使用します。))。</p> <p>なお、……………(ただし、下記の4の(2)に留意してください。))。</p> <p>2 「1. 原則的評価方式による価額」の「株式の価額の修正」欄の「1株当たりの新株式の割当数」及び「1株当たりの新株式の割当数又は交付数」は、1株未満の株式数を切り捨てずに実際の株式数を記</p>	<p>会社が「(1) 開業後3年未満の会社」に該当する場合には、「(2) <u>2要素以上0の会社</u>」の各欄は記載する必要はありません。))。</p> <p>なお、評価会社が「<u>4. 開業前又は休業中の会社</u>」又は「<u>5. 清算中の会社</u>」に該当する場合には、「<u>3. 開業後3年未満の会社等</u>」の各欄は、記載する必要はありません。</p> <p><u>4. 「4. 開業前又は休業中の会社」の各欄は、評価会社が「5. 清算中の会社」に該当する場合には、記載する必要はありません。</u></p> <p>第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書</p> <p>1 この表は、一般の評価会社について記載します(特定の評価会社については、「第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」を記載します。))。ただし、特定の評価会社の株主を含めて配当還元方式を適用する株主について、<u>原則的評価方式等により計算した価額が配当還元価額よりも高いと認められる場合には、この表により配当還元価額を計算することとします。</u></p> <p>なお、……………(ただし、下記の3の(2)の説明に留意してください。))。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>載します。</p> <p>3 「2. 配当還元方式による価額」欄は、第1表の1の「1. 株主及び評価方式の判定」欄又は「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄の判定により納税義務者が配当還元方式を適用する株主に該当する場合に、次により記載します。</p> <p>(1) 「直前期末以前2年間の配当金額」欄は、……………、第4表の記載方法等の2の(1)に準じて記載します。</p> <p>(2) 「配当還元価額」欄の⑳の金額の……………。</p> <p>4 「4. 株式及び株式に関する権利の価額」欄は、……………。</p> <p>(1) 「株式の評価額」欄には、「①」欄から「⑳」欄まで……………。</p> <p>(2) 「株式に関する権利の評価額」欄には、「㉑」欄から「㉒」欄まで……………。</p> <p>なお、……………（配当期待権の価額は、円単位で円未満2位（銭単位）により記載します。）。</p>	<p>2 「2. 配当還元方式による価額」欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「直前期末以前2年間の配当金額」欄は、……………、第4表の記載方法等の2の(1)の説明に準じて記載します。</p> <p>(2) 「配当還元価額」欄の㉑の金額の……………。</p> <p>3 「4. 株式及び株式に関する権利の価額」欄は、……………。</p> <p>(1) 「株式の評価額」欄には、「①」欄から「㉑」欄まで……………。</p> <p>(2) 「株式に関する権利の評価額」欄には、「㉒」欄から「㉓」欄まで……………。</p> <p>なお、……………（配当期待権の価額は、円単位で円以下2位（銭単位）により記載します。）。</p>
<p>第4表 類似業種比準価額等の計算明細書</p> <p>1 この表は、評価会社の「類似業種比準価額」の計算を行うために使用します。</p> <p>なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します（「比準割合の計算」欄の要素別比準割合及び比準割合は、それぞれ小数点以下2位未満を切り捨てて記載します。）。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>第4表 類似業種比準価額等の計算明細書</p> <p>1 この表は、評価会社の「1株当たりの資本金の額等」、「比準要素等の金額」及び「類似業種比準価額」の計算を行うために使用します。</p> <p>なお、この表の各欄の金額は、次の2の(1)に規定する1株当たりの実際の配当金額を除き、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します（「比準割合の計算」欄の比準割合は、小数点以下2位未満を切り捨てて記載します。）。</p> <p>2 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(1) 「1株(50円)当たりの年配当金額」の「直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額」欄は、評価会社の利益の配当金額の総額を基に次により記載します。</p> <p>イ 「⑥年配当金額」欄には、利益の配当(中間配当を含む。)の金額を記載します。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 「直前期」欄の記載に当たって、1年未満の事業年度がある場合には、直前期末以前1年間に対応する期間の利益の配当金額の総額を記載します。この場合、実際の事業年度に係る利益の配当金額を直前期末以前1年間に対応する期間にあん分する必要があるときは、月数により行います。</p> <p>なお、「直前々期」及び「直前々期の前期」の各欄についても、これに準じて記載します。</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) 「1株(50円)当たりの年配当金額」の「直前期末以前2(3)か年間の年平均配当金額」欄は、評価会社の利益の配当金額の総額を基に次により記載します。この場合、直前期末の資本金額が1株当たりの券面額に直前期末の発行済株式数を乗じた金額と同額となる会社(①=②×③の会社。ただし、直前期末以前2年間に増(減)資が行われている会社は除きます。)については、⑥から⑨まで(「2要素以上0の会社の判定要素の金額」欄の計算を行う場合には、⑩まで)の各欄は、1株当たりの実際の配当金額を円単位で円以下2位(銭単位)未満の端数を切り捨てて記載し、千円の表示は抹消します。</p> <p>イ 評価会社が中間配当を行っている場合には、中間配当の配当金額と期末配当の配当金額との合計額を記載します。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 評価会社の事業年度が6か月の場合には、「直前期」及び「直前々期」の各欄を2段書きで4事業年度分を直前期から順次記載します(「2要素以上0の会社の判定要素の金額」の計算を行う場合には、「直前期」、「直前々期」及び「直前々期の前期」の各欄を2段書きで6事業年度分を直前期から順次記載します。)</p> <p>(2) 「1株(50円)当たりの年配当金額」の「2要素以上0の会社の判定要素の金額」の「B<sub>1</sub>」欄及び「B<sub>2</sub>」欄は、次により記載します。</p> <p>イ 「B<sub>1</sub>」欄は、次の区分に従い、次の算式により計算した金額を記載します。</p>

改 正 後	改 正 前						
<p>(2) 「1株(50円)当たりの年配当金額」の「㊸」欄は、「<u>比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額</u>」の「㊸」欄の金額を記載します。</p> <p>(3) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「直前期末以前2(3)年間の利益金額」欄は、次により記載します。</p> <p>イ 「㊸左のうち非経常的な利益金額」欄には、<u>固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を記載します。この場合、非経常的な利益の金額は、非経常的な損失の金額を控除した金額(負数の場合は0)とします。</u></p> <p>ロ 「<u>直前期</u>」、「<u>直前々期</u>」及び「<u>直前々期の前期</u>」の各欄の記載に当たって、<u>1年未満の事業年度がある場合には、上記2の(1)の八に準じて記載します。</u></p> <p>(4) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「<u>比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額</u>」の「㊸」欄及び「㊹」欄</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">算 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">「直前期末以前2(3)か年間の年平均配当金額」欄を、評価会社の配当金額の総額を基に計算を行っている場合</td> <td style="text-align: center;">⑨の金額÷⑤の株式数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「直前期末以前2(3)か年間の年平均配当金額」欄を、評価会社の1株当たりの実際の配当金額を基に計算を行っている場合</td> <td style="text-align: center;">⑨の金額×(50円÷②の金額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 「㊸」欄は、「年平均配当金額」欄の⑩の金額を基に上記イの説明に準じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) 「1株(50円)当たりの年配当金額」の「㊸」欄は、<u>上記(2)のイにより計算した金額を記載します。</u></p> <p>(4) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「直前期末以前2(3)か年間の利益金額」欄は、次により記載します。</p> <p>イ 「㊸左のうち非経常的な利益金額」欄には、<u>固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を記載します。</u></p> <p>ロ <u>評価会社の事業年度が6か月の場合には、上記2の(1)の八の説明に準じて記載します。</u></p> <p>(5) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「<u>2要素以上0の会社の判定要素の金額</u>」の「㊸」欄及び「㊹」欄は、それぞれ次により記</p>	区 分	算 式	「直前期末以前2(3)か年間の年平均配当金額」欄を、評価会社の配当金額の総額を基に計算を行っている場合	⑨の金額÷⑤の株式数	「直前期末以前2(3)か年間の年平均配当金額」欄を、評価会社の1株当たりの実際の配当金額を基に計算を行っている場合	⑨の金額×(50円÷②の金額)
区 分	算 式						
「直前期末以前2(3)か年間の年平均配当金額」欄を、評価会社の配当金額の総額を基に計算を行っている場合	⑨の金額÷⑤の株式数						
「直前期末以前2(3)か年間の年平均配当金額」欄を、評価会社の1株当たりの実際の配当金額を基に計算を行っている場合	⑨の金額×(50円÷②の金額)						

改正後	改正前
<p>は、それぞれ次により記載します。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(注) 1 ㉑又は㉒の金額が負数のときは、0とします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(5) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「㉑」欄には、㉓の金額を㉔の株式数で除した金額を記載します。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間における利益金額を基として計算した金額( (㉓+㉔) ÷ 2 )を㉔の株式数で除した金額を㉑の金額とすることができます。</p> <p>(注) 1 ㉑の金額が負数のときは、0とします。</p> <p>2 ㉑の金額が0の場合は、「3. 類似業種比準価額の計算」の「1株(50円)当たりの比準価額の計算」の「比準割合の計算」の「比準割合」欄の算式が異なりますので留意してください。</p> <p>(6) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「直前期末(直前々期末)の純資産価額」の「㉑ 利益積立金額」欄には、法人税申告書別表五(一)((利益積立金額の計算に関する明細書))の「差引翌期首現在利益積立金額」の「差引合計額」欄の金額を記載します。</p> <p>(7) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額」の「㉑」欄及び「㉒」欄</p>	<p>載します。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(注) 1 ㉑又は㉒の金額が欠損のときは、0とします。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(6) 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「㉑」欄には、㉓の金額を㉔の株式数で除した金額を記載します。ただし、直前期末以前1年間における利益金額を基として計算した金額(㉓の金額)が直前期末以前2年間における利益金額を基として計算した年平均額(㉓の金額と㉔の金額との平均額)を超える場合においては、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間における利益金額を基として計算した金額( (㉓+㉔) ÷ 2 )を㉑の金額とすることができます。</p> <p>(注) ㉑の金額が欠損のときは、0とします。</p> <p>(7) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「直前期末(直前々期末)の純資産価額」の「㉑ 利益積立金額」欄には、法人税申告書別表五(一)((利益積立金額の計算に関する明細書))の「差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額」に相当する金額を記載します。</p> <p>(8) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「2要素以上0の会社の判定要素の金額」の「㉑」欄及び「㉒」欄は、・・・・・・・・。</p>

改正後	改正前
<p>は、・・・・・・・・・・。</p> <p><u>(注) ㉑及び㉒の金額が負数のときは、0とします。</u></p> <p>(8) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「㉑」欄には、上記(7)で・・・・・・・・・・。</p> <p>(注)(省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ~ホ (省略)</p> <p>また、類似業種は、・・・・・・・・・・。</p> <p>(表)(省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2)・・・・・・・・・・の各欄に記載する類似業種の株価A、1株(50円)当たりの年配当金額B、<u>1株(50円)当たりの年利益金額C及び1株(50円)当たりの純資産価額Dの金額</u>については、・・・・・・・・・・。</p> <p>(3) <u>「比準割合の計算」の「比準割合」欄の比準割合(㉓及び㉔)は、「1株(50円)当たりの年配当金額」、「1株(50円)当たりの年利益金額」及び「1株(50円)当たりの純資産価額」の各欄の要素別比準割合を基に、次の算式により計算した割合を記載します。</u></p> $\text{比準割合} = \frac{\text{㉑}}{\text{B}} + \frac{\text{㉒}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{㉓}}{\text{D}}$ <p><u>ただし、評価会社の1株(50円)当たりの年利益金額(㉒の金</u></p>	<p>(9) 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「㉑」欄には、上記(8)で・・・・・・・・・・。</p> <p>(注)(同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ~ホ (同左)</p> <p>また、類似業種は、・・・・・・・・・・。</p> <p>(表)(同左)</p> <p><u>(注) 上記の記載に当たっては、類似業種として採用する業種のみを記載しても差し支えありません。</u></p> <p>(2)・・・・・・・・・・の各欄に記載する類似業種の株価A、1株(50円)当たりの年配当金額B、年利益金額C及び純資産価額Dの金額については、・・・・・・・・・・。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>額)が0の場合には、「㉓」欄及び「㉗」欄に次の算式により計算した割合を記載します。</p> $\text{比準割合} = \frac{\frac{\text{㉔}}{\text{B}} + \frac{\text{㉘}}{\text{D}}}{3}$ <p>(4) 「1株(50円)当たりの比準価額」欄は、評価会社が第1表の2の「3. 会社の規模(Lの割合)の判定」欄により、中会社に判定される会社にあつては算式中の「0.7」を「0.6」、小会社に判定される会社にあつては算式中の「0.7」を「0.5」として計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 「比準価額の修正」欄の「1株当たりの新株式の割当数」及び「1株当たりの新株式の割当数又は交付数」は、1株未満の株式数を切り捨てずに実際の株式数を記載します。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(1) 「資産の部」の「相続税評価額」欄には、課税時期における評価会社の各資産(自己株式を除きます。)について、評価基本通達の定めにより評価した価額(以下「相続税評価額」といいます。)を次により記載します。</p> <p>イ 課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利(以下「土地等」といいます。)並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」といいます。)がある場合に</p>	<p>第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) 「資産の部」の「相続税評価額」欄には、課税時期における評価会社の各資産について、評価基本通達の定めにより評価した価額を次により記載します。</p> <p>イ 課税時期前3年以内に取得した土地等若しくは家屋等又は新築した家屋等がある場合には、当該土地等又は家屋等の相続税評価額は、課税時期における通常取引価額に相当する金額(ただ</p>

改正後	改正前
<p>は、当該土地等又は家屋等の相続税評価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額（ただし、その土地等又は家屋等の帳簿価額が課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、その帳簿価額に相当する金額）によって評価した価額を記載します。この場合、その土地等又は家屋等は、他の土地等又は家屋等と「科目」欄を別にして、「課税時期前3年以内に取得した土地等」などと記載します。</p> <p>□ 取引相場のない株式、出資又は転換社債（評価基本通達197-5（（転換社債の評価）の③の□に定めるものをいいます。）の価額を・・・・・・・・・・。</p> <p>八・二（省略）</p> <p><u>ホ 評価の対象とならないもの（例えば、財産性のない創立費、新株発行費等の繰延資産、繰延税金資産）については、記載しません。</u></p> <p><u>△ 「株式及び出資の価額の合計額」欄の④の金額は、評価会社が有している（又は有しているとみなされる）株式及び出資（以下「株式等」といいます。）の相続税評価額の合計額を記載します。この場合、次のことに留意してください。</u></p> <p>(イ) 所有目的又は所有期間のいかんにかかわらずすべての株式等（<u>自己株式を除きます。</u>）の相続税評価額を合計します。</p> <p>(ロ)・(ハ)（省略）</p> <p><u>ト 「土地等の価額の合計額」欄の⑤の金額は、上記の△に準じて・・・・・・・・・・。</u></p> <p><u>チ 「現物出資等受入れ資産の価額の合計額」欄の⑥の金額は、各資産（<u>自己株式を除きます。</u>）の中に、現物出資、合併、株式交</u></p>	<p>し、その土地等又は家屋等の帳簿価額が課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、その帳簿価額に相当する金額）によって評価した価額を記載します。この場合、その土地等又は家屋等は、他の土地等又は家屋等と「科目」欄を別にして、「課税時期前3年以内に取得した土地等」などと記載します。</p> <p>□ 取引相場のない株式、出資又は転換社債（評価基本通達197-5（（転換社債の評価）の③に定めるものをいいます。）の価額を・・・・・・・・・・。</p> <p>八・二（同左）</p> <p>（新設）</p> <p><u>ホ 「株式及び出資の価額の合計額」欄の④の金額は、評価会社が所有している（又は<u>所有している</u>とみなされる）株式及び出資（以下「株式等」といいます。）の相続税評価額の合計額を記載します。この場合、次のことに留意してください。</u></p> <p>(イ) 所有目的又は所有期間のいかんにかかわらずすべての株式等の相続税評価額を合計します。</p> <p>(ロ)・(ハ)（同左）</p> <p><u>△ 「土地等の価額の合計額」欄の⑤の金額は、上記の<u>ホの説明</u>に準じて・・・・・・・・・・。</u></p> <p><u>ト 「現物出資等受入れ資産の価額の合計額」欄の⑥の金額は、各資産の<u>なか</u>に、現物出資又は合併により著しく低い価額で受け入</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>換又は株式移転により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「現物出資等受入れ資産」といいます。）がある場合に、現物出資、合併、株式交換又は株式移転の時ににおけるその現物出資等受入れ資産の相続税評価額の合計額を記載します。</p> <p>ただし、その相続税評価額が、課税時期におけるその現物出資等受入れ資産の相続税評価額を上回る場合には、課税時期におけるその現物出資等受入れ資産の相続税評価額を記載します。</p> <p>また、現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「合併受入資産」といいます。）である場合に、合併の時又は課税時期におけるその合併受入資産の相続税評価額が、合併受入資産に係る被合併会社の帳簿価額を上回るときは、その帳簿価額を記載します。</p> <p><u>（注）「相続税評価額」の「合計」欄の①の金額に占める課税時期における現物出資等受入れ資産の相続税評価額の合計の割合が20%以下の場合には、「現物出資等受入れ資産の価額の合計額」欄は記載しません。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 「負債の部」の「相続税評価額」欄には、評価会社の課税時期における各負債の金額を、「帳簿価額」欄には、「負債の部」の「相</p>	<p>れた資産（以下「現物出資等受入れ資産」といいます。）がある場合に、現物出資又は合併のときにおいてその現物出資等受入れ資産を評価基本通達に定めるところにより評価した価額の合計額を記載します。</p> <p>ただし、その価額が、課税時期においてその現物出資等受入れ資産を評価基本通達に定めるところにより評価した価額を上回る場合には、課税時期においてその現物出資等受入れ資産を評価基本通達に定めるところにより評価した価額を記載します。</p> <p>また、現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「合併受入資産」といいます。）である場合に、合併のとき又は課税時期においてその合併受入資産を評価基本通達に定めるところにより評価した価額が、合併受入資産に係る被合併会社の帳簿価額を上回るときは、その帳簿価額を記載します。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p><u>3 評価の対象とならないもの（例えば、財産性のない創立費、新株発行費等の繰延資産）については、その帳簿価額は記載しません。</u></p> <p>(3) 「負債の部」の「相続税評価額」欄には、評価会社の課税時期における各負債の金額を、「帳簿価額」欄には、「負債の部」の「相</p>

改正後	改正前
<p>「<u>相続税評価額</u>」欄に評価額が記載された各負債の税務計算上の帳簿価額をそれぞれ記載します。この場合、貸倒引当金、退職給与引当金、<u>納税引当金及びその他の引当金、準備金並びに繰延税金負債</u>に相当する金額は、負債に該当しないものとします。ただし、退職給与引当金のうち、法人税法第54条((退職給与引当金))第2項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額は負債とします。</p> <p>なお、次の金額は、帳簿に負債としての記載がない場合であっても、課税時期において未払いとなっているものは負債として「<u>相続税評価額</u>」欄及び「<u>帳簿価額</u>」欄のいずれにも記載します。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 課税時期以前に賦課期日のあった固定資産税及び都市計画税の税額</p> <p>八・二 (省略)</p> <p>ホ 課税時期の属する事業年度に係る法人税額、消費税額(地方消費税額を含みます。)、事業税額、・・・・・・・・。</p> <p>(4) ・・・・・・・・。このように計算した場合には、第2表の「<u>2. 株式保有特定会社</u>」欄及び「<u>3. 土地保有特定会社</u>」欄の判定における総資産価額等についても、同様に扱われることとなりますので、これらの特定の評価会社の判定時期と純資産価額及び株式保有特定会社のS<sub>2</sub>の計算時期は同一となります。</p> <p>イ 「<u>相続税評価額</u>」欄については、直前期末の資産及び負債の課税時期の<u>相続税評価額</u></p> <p>ロ 「<u>帳簿価額</u>」欄については、直前期末の資産及び負債の帳簿価額</p>	<p>「<u>相続税評価額</u>」欄に評価額が記載された各負債の税務計算上の帳簿価額をそれぞれ記載します。この場合、貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金、<u>その他の引当金及び準備金</u>に相当する金額は、負債に該当しないものとします。ただし、退職給与引当金のうち、法人税法第54条((退職給与引当金))第2項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額は負債とします。</p> <p>なお、次の金額は、帳簿に負債としての記載がない場合であっても、課税時期において未払いとなっているものは負債として「<u>相続税評価額</u>」欄及び「<u>帳簿価額</u>」欄のいずれにも記載します。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 課税時期以前に賦課期日のあった固定資産税の税額</p> <p>八・二 (同左)</p> <p>ホ 課税時期の属する事業年度に係る法人税額、消費税額、事業税額、・・・・・・・・。</p> <p>(4) ・・・・・・・・。このように計算した場合には、第2表の「<u>1. 株式保有特定会社</u>」欄及び「<u>2. 土地保有特定会社</u>」欄の判定における総資産価額等についても、同様に扱われることとなりますので、これらの特定会社の判定時期と純資産価額及び株式保有特定会社のS<sub>2</sub>の計算時期は同一となります。</p> <p>イ 「<u>相続税評価額</u>」については、直前期末の資産及び負債を<u>対象とし、課税時期に適用されるべき相続税評価基準を適用して計算した金額</u></p> <p>ロ 「<u>帳簿価額</u>」については、直前期末の資産及び負債の帳簿価額</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 . . . . .、その生命保険金請求権(未収保険金)の金額を「資産の部」の「相続税評価額」欄及び「帳簿価額」欄のいずれにも記載します。</p> <p>3 「3. 1株当たりの純資産価額の計算」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「課税時期現在の発行済株式数」欄は、課税時期における発行済株式の総数を記載しますが、評価会社が自己株式を有している場合には、その自己株式の株式数を控除した株式数を記載します。</p> <p>(2) 「同族株主等の持株割合(第1表の1の④の割合)が50%未満の場合」欄は、納税義務者が持株割合(第1表の1の④の割合)50%未満の株主グループに属するときのみ記載します。</p> <p>(注) 納税義務者が持株割合50%未満の株主グループに属するかどうかの判定には、第1表の記載方法等の3の(5)に留意してください。</p> <p>第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書</p> <p>1 この表は、特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価に使用します(一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価については、「第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」を使用します。 )。</p>	<p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 . . . . .、その生命保険金請求権(未収保険金)の金額を資産の部の「相続税評価額」欄及び「帳簿価額」欄のいずれにも記載します。</p> <p>3 「3. 1株当たりの純資産価額の計算」の「⑫」欄は、納税義務者が持株割合(第1表の1の④の割合)50%未満の株主グループに属するときに記載し、50%以上の株主グループに属するときには記載する必要はありません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書</p> <p>1 この表は、特定の評価会社について記載します(一般の評価会社については、「第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」を記載します。 )。</p>

改正後	改正前
<p>なお、・・・・・・・・・・。</p> <p>2 「2. 配当還元方式による価額」欄は、第1表の1の「1. 株主及び評価方式の判定」欄又は「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄の判定により納税義務者が配当還元方式を適用する株主に該当する場合に、次により記載します。</p> <p>(1) ・・・・・・・・・・、第4表の記載方法等の2の(1)に準じて記載します。</p> <p>(2) 「配当還元価額」欄の②の金額の記載に当たっては、純資産価額方式等により計算した価額が、配当還元価額よりも高いと認められる場合には、「1. 純資産価額方式等による価額」欄の計算を省略して差し支えありません。</p> <p>3 ・・・・・・・・・・、第3表の記載方法等の4に準じて記載します。</p>	<p>なお、・・・・・・・・・・。</p> <p>2 「2. 配当還元方式による価額」欄は、第1表の1の「1. 株主及び評価方式の判定」欄又は「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄の判定により納税義務者が配当還元方式を適用する株主に該当する場合（第3表の記載方法等の1の説明のただし書きに該当する場合を除きます。）に、次により記載します。</p> <p>(1) ・・・・・・・・・・、第4表の記載方法等の2の(1)の説明に準じて記載します。</p> <p>(2) 「配当還元価額」欄の②の金額の記載に当たっては、純資産価額方式により計算した価額（又は株式保有特定会社の株式については、「<math>S_1 + S_2</math>」方式により計算した価額）が、配当還元価額よりも高いと認められる場合には、純資産価額（又は「<math>S_1 + S_2</math>」の金額）の計算を省略して差し支えありません。</p> <p>3 ・・・・・・・・・・、第3表の記載方法等の3の説明に準じて記載します。</p>
<p>第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書</p> <p>1 ・・・・・・・・・・。</p> <p>なお、・・・・・・・・・・（ただし、下記2の(1)の二及び2の(3)に留意してください。）。</p> <p>2 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>イ・ロ （省略）</p> <p>ハ 「①直前期」及び「②直前々期」の各欄の記載に当たって、1</p>	<p>第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書</p> <p>1 ・・・・・・・・・・。</p> <p>なお、・・・・・・・・・・（ただし、下記2の(1)の二及び2の(3)の説明に留意してください。）。</p> <p>2 （同左）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>イ・ロ （同左）</p> <p>ハ 評価会社の事業年度が6か月の場合には、第4表の記載方法等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>年未満の事業年度がある場合には、第4表の記載方法等の2の(1)の八に準じて記載します。</p> <p>二 「受取配当金収受割合」欄は、<u>小数点以下3位未満の端数を切り捨てて記載</u>します。</p> <p>(2) 「直前期末の株式及び出資の帳簿価額の合計額」欄の⑩の金額は、直前期末における株式等の税務計算上の帳簿価額の合計額を記載します(第5表を直前期末における各資産に基づいて作成しているときは、第5表の㊸の金額を記載します。 )。</p> <p>(3) . . . . .、第4表の記載方法等の1及び3に準じて記載します。</p>	<p>の2の(1)の八の<u>説明</u>に準じて記載します。</p> <p>二 「受取配当金収受割合」欄は、<u>一定の位で、端数を切り捨てて記載して差し支えありません</u>。</p> <p>(2) 「直前期末の株式及び出資の価額の合計額(帳簿価額)」欄の⑩の金額は、<u>第5表の記載方法等の2の(2)の説明</u>に準じて直前期末における株式及び出資の帳簿価額の合計額を記載します(第5表を直前期末における各資産に基づいて作成しているときは、第5表の㊸の金額を記載します。 )。</p> <p>(3) . . . . .、第4表の記載方法等の1及び3の<u>説明</u>に準じて記載します。</p>
<p>第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)</p> <p>1 この表は、評価会社が株式保有特定会社である場合において、その株式の価額を「<math>S_1 + S_2</math>」方式によって評価するときの<math>S_1</math>における純資産価額の修正計算及び1株当たりの<math>S_1</math>の金額の計算並びに<math>S_2</math>の金額の計算を行うために使用します。</p> <p>なお、. . . . .。</p> <p>2 「2. <math>S_2</math>の金額」の各欄は、<u>次により記載</u>します。</p> <p>(1) 「課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額」欄は、課税時期における株式等の相続税評価額を記載しますが、第5表の記載方法等の2の(1)の口に留意するほか、同表の記載方法等の2の(4)により株式保有特定会社の判定時期と純資産価額の計算時期が直前期末における決算に基づいて行われている場合には、<math>S_2</math>の計算時期も同</p>	<p>第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)</p> <p>1 この表は、評価会社が株式保有特定会社である場合において、その株式の価額を「<math>S_1 + S_2</math>」方式によって評価するときの<math>S_1</math>における「<u>純資産価額の修正計算</u>」、「<u>1株当たりの<math>S_1</math>の金額の計算</u>」及び「<u><math>S_2</math>の金額の計算</u>」を行うために使用します。</p> <p>なお、. . . . .。</p> <p>2 「2. <math>S_2</math>の金額」の「課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額」欄は、課税時期における株式等の相続税評価額を記載しますが、第5表の記載方法等の2の(1)の口<u>の説明</u>に留意するほか、同表の記載方法等の2の(4)<u>の説明</u>により株式保有特定会社の判定時期と純資産価額の計算時期が直前期末における決算に基づいて行われている場合には、<math>S_2</math>の計算時期も同一とすることに留意してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>一とすることに留意してください。</p> <p>(2) 「<u>株式及び出資に係る評価差額に相当する金額</u>」欄は、<u>株式及び出資の相続税評価額と帳簿価額の差額に相当する金額を記載しますが、その金額が負数のときは、0と記載することに留意してください。</u></p> <p>[付表] 同族関係者の範囲等 (省略)</p>	<p>(新設)</p> <p>[付表] 同族関係者の範囲等 (同左)</p>